

通学路の安全確保に係る取組の指針

—安全な登下校をめざして—



平成27年3月

西脇市通学路の安全確保に係る連絡会議

1 指針策定の目的

平成24年度、全国での相次ぐ登下校中の児童生徒の事故発生を受け、本市でも各小学校区で、関係機関と連携した通学路緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関で協議し、対策を講じてきたところです。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組が、関係機関の連携のもと、円滑に進められるよう、連携・推進体制を含め、「通学路安全確保に係る取組の指針」を策定します。

今後は、本「指針」にもとづき、児童生徒の安全な登下校ための通学路の安全確保を図っていきます。

2 西脇市通学路の安全確保に係る連絡会議の開催

関係機関の連携強化のため、以下の組織代表による連絡会議を開催し、各組織の通学路の安全確保に係る取組について情報交換を行い、具体的な対応について協議します。

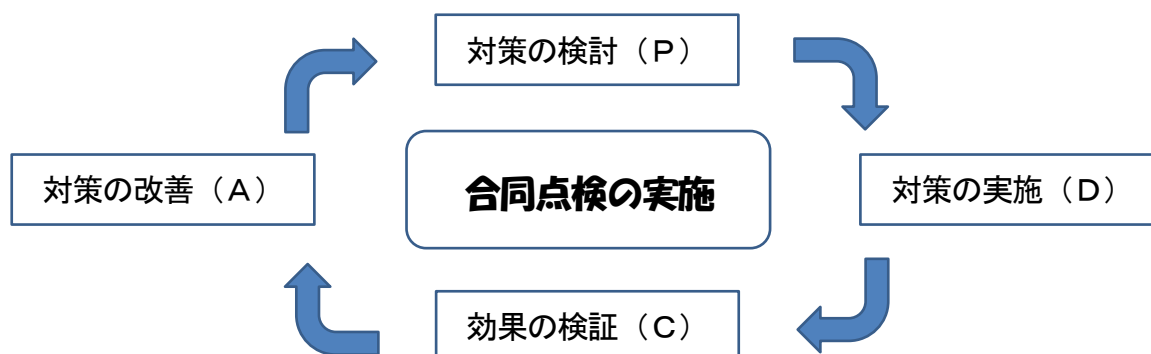
教育委員会	学校教育課	警 察	西脇警察署交通課
	青少年センター	道路管理者	北播磨県民局加東土木事務所多可事業所道路担当
学校関係者	小学校校長会		建設水道課工務課
	中学校校長会	交通安全担当課	くらし安全部防災安全課
保護者	連合PTA		

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果の把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

【通学路の安全確保のためのサイクル】



(2) 定期的な合同点検の実施

- ① 市内各小学校区で、危険箇所等の情報を収集するため、定期的に合同点検を実施します。
- ② 各小学校区合同点検の実施に当たっては、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会長等が参加する体制を整えます。
- ③ 小学校区ごとの合同点検の結果については、別紙の報告用紙により、実施後、すみやかに、西脇市通学路の安全確保に係る連絡会議事務局（市教育委員会 学校教育課）に報告します。

(3) 対策の検討・実施

- ① 合同点検の報告結果をもとに、対策必要箇所について、短期・中期・長期の別に西脇市通学路の安全確保に係る連絡会議で対策を検討します。
- ② 具体的な対策の実施に当たっては、関係者間の連携を密に取ります。

(4) 対策効果の把握

- ① 対策実施後の効果を把握するため、該当校の保護者、地域住民等へのアンケートを実施します。
- ② 対策効果の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4 効果的な合同点検の実施に向けて

(1) 危険、要注意箇所とは、

道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等

(2) 通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある。区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。
- ・遮断機のない無人踏切を避ける。
- ・見通しの悪い危険箇所がない。
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。
- ・犯罪の可能性が低い など

(3) 通学路の安全確保の方策

- ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。
- ・場所や状況により交通規制を要請する。
- ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。
- ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。
- ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。

(4) 学校における定期的な通学路の点検の実施